

家庭用防犯カメラ等 購入費等補助制度

令和7年度版



1世帯
1回限り

補助対象者

申請日において刈谷市内に
住所を有する世帯の**世帯主**

※申請者、振込口座名義人ともに世帯主
※防犯対策をする住宅が市内であること



世帯主名で
申請するカリ～！

補助額

購入・設置費用の **5割**

- 1世帯あたりの補助上限 10,000 円
- 1,000 円未満切り捨て

※購入時のクーポン、ポイント等使用分は、
補助対象経費から除く

補助対象 ※以下、「家庭用防犯カメラ等」という

令和7年4月1日以降に購入する新品

※補助対象外となる品目もありますので、
詳細は事前に問い合わせてください。

■ 家庭用防犯カメラ

※屋外に継続的に設置される、夜間撮影が可能な
防滴仕様又は防雨仕様のもの

■ 撮影した画像を記録する録画機（※1）

■ 表示板（「防犯カメラ作動中」など）（※1）

購入時の注意点

（※1）録画機と表示板は、**防犯カメラの購入を伴う
もの**に限ります。下表を参考にしてください。

防犯カメラ	✓	✓	✓	✓			
録画機	✓	✓			✓	✓	
表示板	✓		✓		✓		✓
	↓ 可	↓ 可	↓ 可	↓ 可	↓ 否	↓ 否	↓ 否

インターネットで購入する場合は、品名等の
必要項目（裏面参照）の記載がある領収書の
発行が可能か、必ず事前に確認してください。

補助金を受け取るまでの流れ ※必要書類の詳細は裏面

① 交付申請書、添付資料をくらし安心課へ提出

② 【くらし安心課】交付決定通知書を発送

③ 家庭用防犯カメラ等を設置（②が届いてから）

④ 実績報告書兼請求書、添付書類をくらし安心課へ提出

⑤ 【くらし安心課】審査後、おおむね1か月後に指定の口座へ振り込み

設置前に
事前申請が
必要です！

申請方法

■ オンライン申請

※右の二次元コード（市ホームページ）より申請できます。

オンライン
申請は
こちらから



■ 窓口申請

※刈谷市役所 くらし安心課（3階）

■ 郵送申請

※くらし安心課への提出期間内の到着が必須です。

（送付先）〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所 くらし安心課

提出期間

交付申請書、添付資料（表面の流れの①）	実績報告書兼請求書、添付資料（表面の流れの④）
令和7年4月1日（火曜）から 令和8年2月27日（金曜）17時15分まで	交付決定を受けた日から 令和8年3月31日（火曜）17時15分まで

※申請、購入、設置工事、支払い、実績報告、請求がすべて同一年度内に終わるようにしてください。

必要書類 ※提出期間が異なるので注意してください。

☐ 交付申請書

☐ 添付資料

- ☐ 家庭用防犯カメラ等補助対象経費が分かる書類の写し
- ☐ 設置する家庭用防犯カメラ等の概要が分かるカタログ等
- ☐ 家庭用防犯カメラ等の設置場所の現況写真及び付近見取図
- ☐ プライバシーの保護に関する誓約書
- ☐ 同意書（申請者の所有ではない建物に家庭用防犯カメラ等を設置する場合のみ）

☐ 実績報告書兼請求書

☐ 添付資料

- ☐ 家庭用防犯カメラ等補助対象経費に係る領収書の写し
※品名（規格）、支払日、販売店名もしくは取付業者が記載されたもの
※上記内容が確認できない（金額の記載のみの）金融機関での払込証明では不可
- ☐ 設置した家庭用防犯カメラ等の現況写真
- ☐ 設置した家庭用防犯カメラにより撮影された画像

お問い合わせ先

刈谷市役所 くらし安心課 交通防犯係 TEL 0566-62-1010